

陳述書

2022年2月8日

東京地方裁判所御中

福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場116番地

原告 井内川克隆 

『平成27年(ワ)第13562号』

福島被ばく損害賠償請求事件

陳述書「被ばくの恐怖に襲われている(概要版)」

【鼻血に脅える日々に暮らすのは

楽しくない】

目 次

まえがき	3 頁
1. 事故前の鼻血	4 頁
2. 思い当たることは	4 頁
3. とっさに、原爆を思い出す	4 頁
4. 県立医科大学に行く	5 頁
5. 部外者は余計なことを言うな	6 頁
6. 当事者として双葉町災害対策本部長は承認していない	8 頁
7. 参考文献と比べると	8 頁
8. 町民被ばく検査の攻防	9 頁
9. 原告の身体の変化	10 頁
10. 鼻血資料	12 頁
結語	65 頁

まえがき

約束は、口約束であろうが、約定書であろうが、契を守るための社会的合意と理解していた。約束を守れなかったから、言い訳やウソ・偽りでごまかすのは、退廃的で卑劣な加害行為である。

加害行為をしたら、罰に服し補償、弁償をしなくてはならない。被告東電と被告国は、いざという時は、発電所を「止める」「冷やす」「閉じ込める」ので大丈夫ですと、双葉町長応接室で何度も聞いたことか数え切れないほど言われた。

ところが、被告らはこの約束を反故にして、気が変になったように、責任回避のために、この事故は「想定外」という始末である。

こちらは、「想定外」で騙されるわけにはいかない、それは「約束」していたから。

ところが、事故後は一気に江戸時代の様相である。悪代官と悪徳業者が手を組み、上位にいて、被害者をお白砂に座らせて、無理難題を押し付けて泣かせている姿と、酷似しているではないか。

我が国には、条理・法理の信義誠実の原則が無いようだ。

こんな非条理な扱いを受けるために、「止める」「冷やす」「閉じ込める」の約束違反の原発と共に存を望んでいた訳ではない。

地震であろうとも、津波であろうとも壊れる装置を被告東電が作り、これに合格させていたのは被告国である。核燃料使用施設から、放射能を監視区域外に放出させることは絶対にあってはならなかった。

現に JCO 臨界事故は「事故」であり、放射性物質を敷地外に放射線を放出させた「事件」として、被告の事業者及び監督責任のある現場の責任者たちは罰金刑、禁固刑に処分をされている。JCO 臨界事故は地震・津波が原因ではない、この時は「想定外」とは言わせなかった。

私は双葉町災害対策本部長として、被告らの「想定外」を認めたことは一度もなかった。現在も一町民として罪の償いを求めないと、当時の双葉町災害対策本部長として、「想定外」を認めた背任罪に、町民から問われるのを防がなければならないためである。

1. 事故前の鼻血

2011年3月11日以前は、一年に2～3回くらい鼻血が出ていたように覚えている。季節は一定ではなかった、記憶に残るようなひどい鼻血を出したことはなかった。この為、鼻血をことさらに考える必要はなかった。

2. 思い当たることは

2011年3月12日の1号機の爆発だった。15時38分頃、空から爆発の粉塵が断熱材のグラスウールと共に、舞い降りてきた。

この時、呼吸被ばくと接触被ばく、放射線照射被ばくを同時にさせられた。この時から、喉がイガイガして声がかすれてしまい、発音が割れるような声になり、音声が変わってしまった。

3. とっさに、原爆を思い出す

映画「ひろしま」を小学生の時、見ていたので、死の灰の恐怖はずっと持ち続けていた。特に、布団に寝ていた少女が鼻から血をだしているシーンは忘れられなかったので、放射能の恐怖は町長になっても忘れるることはなかった。

あの映画のシーンと同じに、目の前で自分が放射能を被らせられた。

広島・長崎の被害は、爆風、熱線の影響がクローズアップされていて、放射能の被害が隠されていることも知っていた。隠した者を国民はみんな知っていたが、軍部の采配に恐れた住民たちと政府は、仔細を語らないで病気がなかったように、現在までできていることの方がもっと恐ろしいと考えていた。

この場で、俺はもう終わりだ、いつ死ぬんだろうと考えて、目の前が真っ暗になってしまった。

しかし、自分は今、町の災害対策本部長として町民を守らなければならぬので、内心の怒りをこらえ、要介護者たちの避難誘導をしなければならなかった。

被ばくの怖さはみんな分かっている、降下物が降ってきてから避難中の喧騒が、ひたっと静まり返った。この光景を見ていない者たちが、100ミリシーベルトとか20ミリシーベルトと、勝手なことを言っていることに、心の底からの怒りが頂点まで達している。

しばらくして、県庁で、同じ場所にいた双葉警察署員とすれ違い際に、12日の心情を聞いたら、死ぬかと思ったと話してくれた。

恐怖心が極まった時、人間は恐怖の瞬間を思い出したくない。しばらくして、同所にいた人に、あの時の思いを聞くと、悲しそうに顔をしかめて、忘れたふりをしている。

4. 県立医科大学へ行く

12日の深夜、医大にいく。同じ場所で、被ばくした2人の職員を連れて行った。

21時過ぎ、2人に医大に行くと声をかけて、原告の自家用車で、「とれんぴあ」から出発して、通い慣れている夜道を医大に向かった。医大の緊急窓口で守衛に、放射能の検査に来たと告げた。守衛は直ちに指示を仰ぐために、原告の車で待機するよう指示した。これに従い待つこと30分以上、やがて守衛は、病院棟の東端に行くよう指示した。

ここは、初めてきたが、被ばく患者を受け入れる玄関で、中は被ばく患者用に造られている。この外には、緊急用のヘリコプターの発着基地になっていたが、夜だったので待機中だった。

この夜はたいへん寒く、ガソリンの残りを考えて、時々しかエンジンを掛けないので、体力が衰弱していて限界を感じながら、震えながら検査を待っていた。約1時間は外で待たされた。

やがて、中に入るよう案内されて建物の中に入った。検査室内は急ごしらえで、壁と床はビニールで敷き詰められていた。暖房と内装に時間がかかったようだった、こちらは寒さで震えながら中に入った。

やがて、3~4人の職員たちが、シンチュレーションでスクリーニングを行い、着衣の線量が非常に高かったために、脱いでホールボディ

カウンターに乗り計測をした。3人の内で、私が着ていた上着は置いて行けと言われたが、外は寒いので着て帰ってきた。

とれんぴあに帰ったのは12時を過ぎていた。2日後くらいに、1人の職員から、下痢と背中の皮膚がはがれたと報告された。当然だと思った、3人の内で一番線量が高かったので。

この検査の記録を医大職員が、機器の調整があるので後日渡すということを真に受けてしまい、正確な計測値は示されていない。これは、大きな誤算だった。まさか医大が被ばく被害隠しの工作に手を染めること等考えが及ばなかった。

今考えると、我々は浅はかだった、県が偽装の主人公になるとは夢にも思わなかつたからだ。「参考文献「プロメテウスの罠7 64~67頁」

5. 部外者は余計なことを言うな

ここに記したように、「真実は現場にしかない」。このような出来事も知らずに、本件において、専門家という者たちが古い机上論を持ち出して、前例のない事例に対して無害論を語っているが、類例が違うことさえ知らなすぎる。

原告は本件事故の現場の事実を語っているのであって、広島原爆の時代は、米軍統治による政治背景に透明性がなく、計測器や計測環境も悪く、アメリカ軍の被爆被害隠しに便宜を謀っていた。そのデータの追試を行っていない机上論を、専門家という者たちが、類似しない福島の無害論を語っているが全く通用するものではない。

東電原発事故は、広島の168個分に当たると原子力安全・保安院が、新聞発表していることを忘れてはいけない。

広島が0でも、福島は168個分の被害が発生している、その証拠に、県内の至る所で除染をしているではないか。

*部外者とは法の枠外で、ビキニ環礁被爆の日本の漁船員の厚生省の扱いを、追認してきた者達をいう。

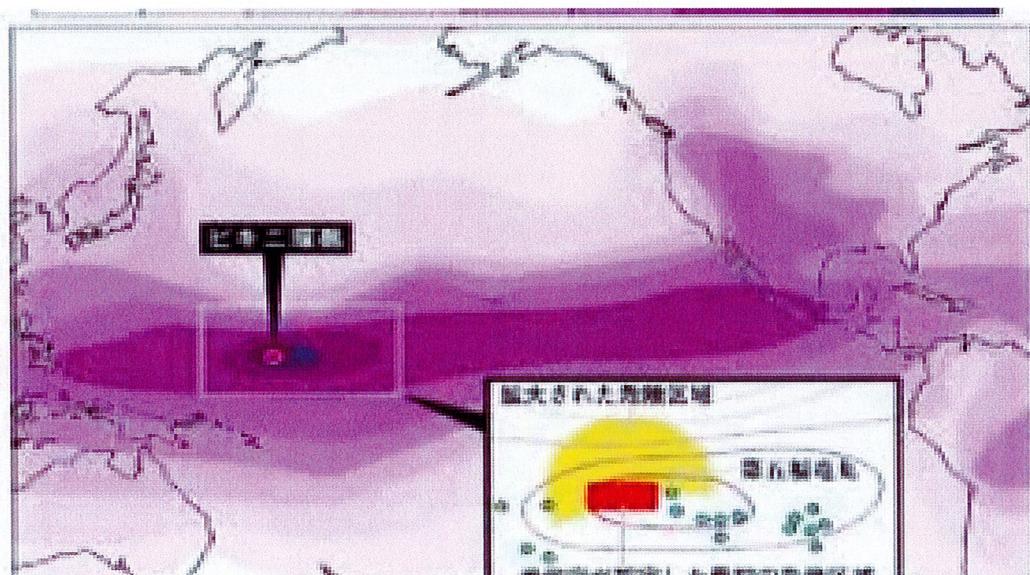
核実験ブラボーで被ばくを余儀なくされた漁船は、約1千隻だったといわれている。しかし、読売新聞にスクープされた第五福竜丸だけが、被爆したと言い、ほかの漁船と漁船員たちの被ばく被害が無いように、厚生省は漁船員たちの「私権の委任」もされずに勝手に、曖昧な見舞金として米国と妥協してしまった事件があることを見逃せない。

真に放射能の専門家であれば、多くの国民が被爆被害に遭っていること（ブラボーのプルームは日本全体を汚染させていた）^(注1)

を知らなければならないし、政府に正確な情報を提供して、被爆漁船員の被害を明かにして、健康の私権を守らなければならなかつたのではないか。それをしなかつた御用学者に、福島を語る資格はない。これを部外者という。

専門家なら、少なくともヘルシンキ宣言、ジュネーブ宣言及び日本医師会綱領・医の倫理綱領に基づき、公正・中立的な立場で、事実だけを言うべきである。

（注1）：ブラボー核実験のプルームの流れ



6. 当事者として双葉町災害対策本部は承認していない

平成22年度の原子力防災訓練を経て、僅か73日目に本当の事故が起きた。

事故の対応は、長年続けてきた防災訓練のシナリオに則って行われるものと考え、緊急時応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に、常勤している「原子力防災専門官あるいは、福島第一原発保安検査官たち」から、オフサイトセンターへ、双葉町の防災担当者に、一斉参集の連絡が入るものと考え待機していた。しかし、参集の連絡は、原告が双葉町原子力災害対策本部長でいる間、平成25年当初まで一度もこなかった。

この間、政府災害対策本部は、双葉町災害対策本部との交信、協議、合意の「正当な事務手続き」を一切とらずに、秘密裏に「勝手な対応」を執り続けている。

わが国は、民主主義を唱えて久しいが、本件においては、第二次世界大戦時の強権政治に戻り、有無を言わせず、災害対策基本法並びに原子力災害対策特別措置法の本旨にも背き、公用数値を滅却して、事故前には公知・認知されていない「架空の数値」で避難の妨害、被ばく防止行動に「背いてきた」。

双葉町災害対策本部（原告が本部長としての間）は、上記について、一切承諾していないことを、ここに証言する。

7. 参考文献と比べると

2011年度博士学位申請論文「見えない核被害」竹峰誠一郎論文の21頁中段から転記する。「もう一つ注目したいのは、公害研究の先駆者である宇井純が遺した以下の言葉である。『被害が認識されたとき、被害者はその被害を全身で感じているが、それを他人に言葉で伝えるように客觀化するのは、これも容易ではなく、多くの場合十分には表現できない。だが公害の認識は全身的であり、総合的である。これに対して加害者である発生源の認識は、せいぜい汚染物質の濃度や被害者の数といった数字で表現でき

る部分に限られた部分的なものでしかない。』と記されている。

この部分を本件に置き替えると、類似性がある。事故の規模は広島の 168 個分と言うように、地球規模の大きさは隠しようがないが、それを上回るような規模のウソが、公の優越的地位のある者たちの職場保全と、利益相反関係の色濃い者達によって、事実を抑えているのが特徴だ。

まず、最初のウソは、大事な情報を止めて、「事実ではない数値」を拡散させ、避難の動きを止めた。その後も、「事実とは違う数値」を使い続けて、実被害を拡大させている。

政府が多用している「数値」は、外国の高官からも「単位の誤り」ではないかと、指摘されているが、国民にその認識が伝わっていないので、騙され続けている。「使う数値」の真偽を見極めるのには、「**事故前の数値**」と「**事故後の数値**」の「差」を見れば、真偽が直ぐわかるが、被害者たちにはその術がない。

被害者を騙して、責任を被害者に転嫁して、被害者に損をさせて、加害者に差益が発生すれば、加害者（債務者）が被害者（債権者）の利益を「詐取」したことになる。

8. 町民の被ばく検査の攻防

* 福山哲郎官房副長官とは、いっぱい口論した。

騎西高校に来てすぐに、東京女子医大の血液内科の医師に血液検査を要望したことが有った。しかし、答えは診られませんと断られた。そのほか、鹿児島県に避難していた双葉町民が、鹿児島大学にホールボディ検査を申し込んだら、福島県立医大からやらないように言われたと、本人が大変怒っていたことが有る。

このようなこと也有ったので、福山哲郎官房副長官とは、放射性ヨウ素の半減期が来る前から、町民たちの被ばく検査を早くやるよう要求してきた。

福山哲郎官房副長官は、のらりくらりして、いたずらに時間を引き延ばした。

この時には、政府災害対策本部が意図的に検査を遅らせ、ヨウ素反応がな

くなるまでの時間稼ぎだと感じていた。

2011年6月ころ、突然、官房副長官から電話があり、「町長だけ、東海村に行きホールボディ検査をしてきてください」と言わされた。それに対して私は、「福山さん、私は、自分の検査をしろと言っていたのではなく、全町民の検査を早くしろと言っていたのであって、自分だけならやらなくていい」と断った。この時、「検査に行ったことは内密にして下さい」とも言わされた。すかさず、私は、いきなり怒った。

原災法に背き、災害対策基本法にある「責任の所在を明確にし」までも葬る政府災害対策本部は、規制主務省庁らの虜になり、原子力事業者の利便のために働いていると強く感じた。

* 保険医協会との攻防

このようなことから、保険医協会に被ばく検査を行ってもらうよう依頼した。ある程度まで進んだとき、出来ませんと断られた。どこか強い力が背景にあるなと思い、保険医協会との交渉は終わった。

このままで、官邸らの妨害を見逃せないので、民医連に頼むことにした、やがて、民医連の事務局長さんと肥田俊太郎さん（広島で被爆者の看取りをされた方）が騎西高校に御出でになり、しばし、肥田俊太郎と交歓し、被爆被害の恐ろしさと対策を直に聞くことができた。

被ばく被害の対策は、医学の分野ではなく、通常の健康対策の適度の運動、偏らない食生活、ストレスを溜めない生活等で対処し、医療で治癒はできないことを語っていたことが、ずっと気になっている。

その後、双葉町は民医連に検査をお願いし、実施されてきている。

9. 原告の身体の変化

身体が確実に変わったのは、1号機爆発前後からである。従来より、埃や花粉には弱かった。しかし、放射性プルームや放射性爆発物を被ってから、喉に変化が起きた。声がしづがれたのだった。ほこりや花粉だと、環境のせいで鼻水が良く出るが、この時は、鼻水よりも喉のイライラ感が強く、

せき込んだ。

とにかく、ここから脱出することが先決だったので、急ぐことに気持ちを集中させ、住民たちをここから送り出した。

この時から、今でも喉の具合は戻っていない。

騎西高校に避難してから、校長室を寝室代わりに使い、24時間緊張したままの勤務だった。日中は、会議、応対、外出の往復、外出の際には、バス停まで走り、電車内では考えを巡らし、会議には議論に集中し、校長室に戻ると、報告を聞き、打ち合わせをし、20時か21時頃に副町長が決裁文書を持ってくる。

町長就任以来、毎日、その日の決済を済ませてきたので、騎西高校でも同じく、その日の決済をするので終わるのが、24時を過ぎることは、ほぼ毎日だった。

このようなことから、騎西高校の外階段を上るときなど、心臓が止まりそうに時々なっていた。

ある朝、トイレに立つとき、眩暈が襲い、倒れそうになったことが2度ほどあった。この時は、休みをとり病院へ行き診断を受けていた。医師は、被ばく状態を知らないので、疲れでしょうと告げて、少し休むように診断した。

この時、医師には深く聞くことはしなかった、その理由は、被爆患者を診たことがないために、聞いても答えられないと考えた。しかし、後で医師は医療被ばくの知識が有って、十分識別ができる事を知った。

鼻血が多量に出た朝、病院の耳鼻科に駆け込んで、待合室で待たされている間に鼻血が止まった。やがて鼻血を拭いたチリ紙と共に、医師に鼻腔を見せたら、現在鼻血が出ていないので見ようがないと、診断をせずに終わった。

医師とはこんな者かなと、殊更にジュネーブ宣言を思い出しながら、誠意のない医師に辟易したことが有る。

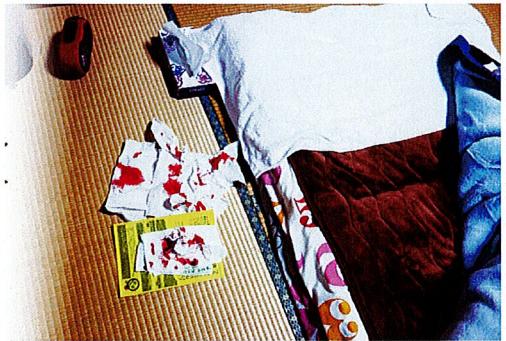
この後から鼻血の出る日が増えていった。

10. 鼻血資料 (写真集：欠落もあるために 100% 写したものではない)

この写真集は、広島・長崎の被害者のように、必ず被ばくの影響が無いと国が前面に出てきて、否定するだろうと考え、それを防止するために隨時撮っていたものである。



『原告井戸川克隆の止血状況』



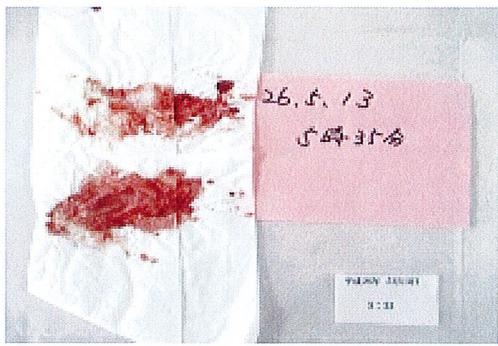
『就寝中に出了時の状況』



『代表的に拡大したもの』



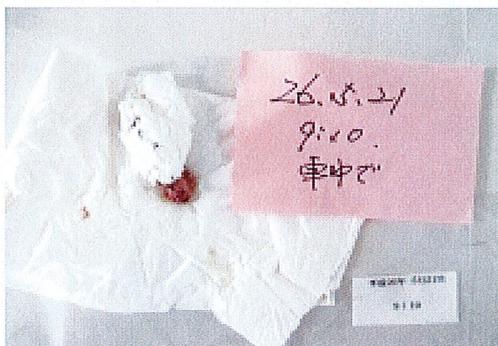
『同 左』



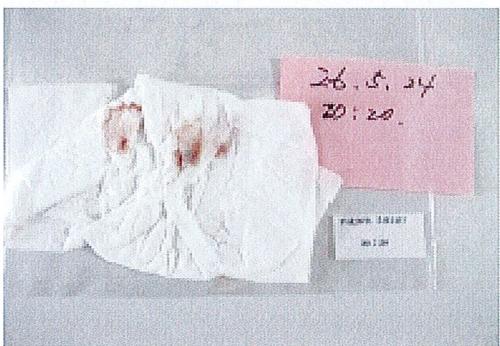
H26/5/13 5:35



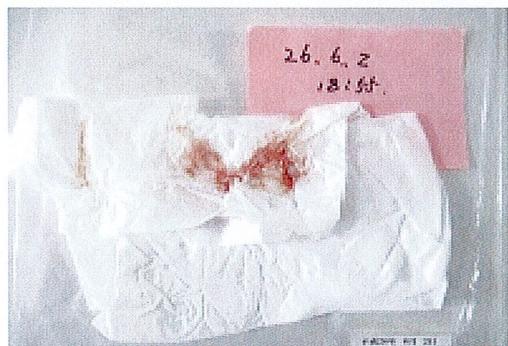
H26/5/17 7:23



H26/5/21 9:10 (中止)



H26/5/24 20:20



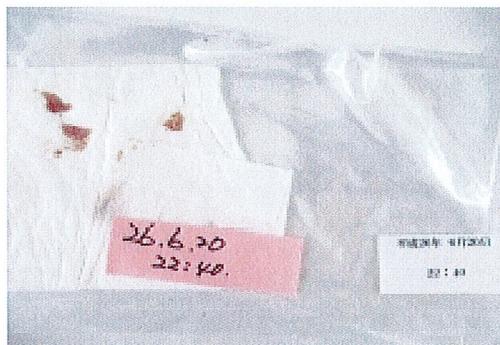
H26/6/2 18:55



H26/6/16 20:35



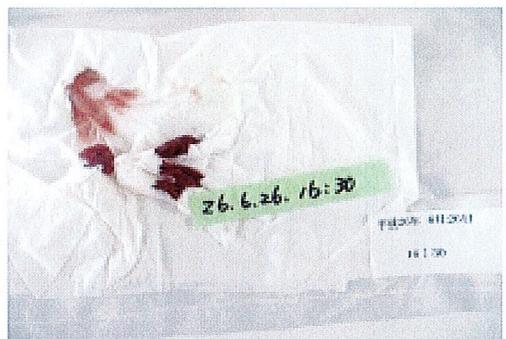
H26/6/20 11:17



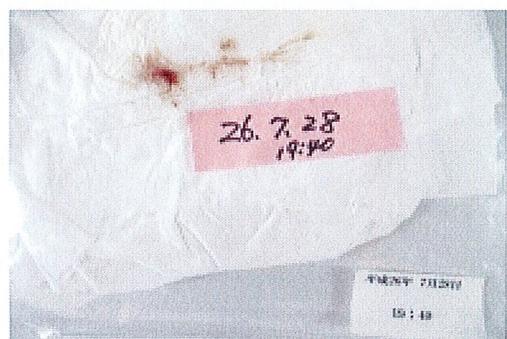
H26/6/20 22:40



H26/6/26 6:00



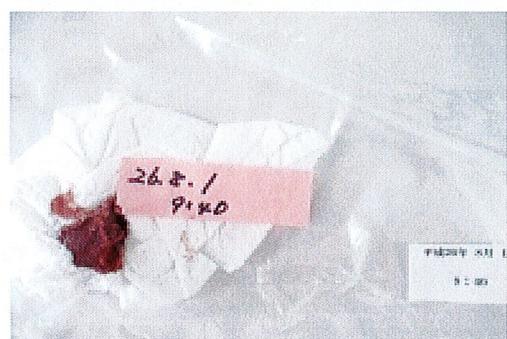
H26/6/26 16:30



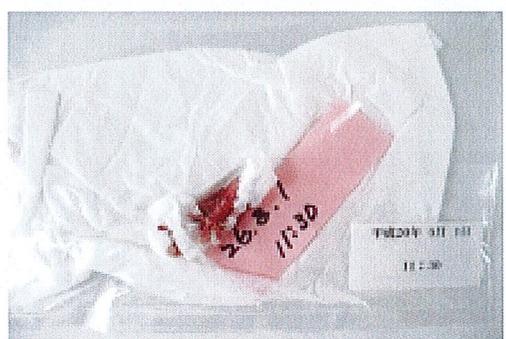
H26/7/28 19:40



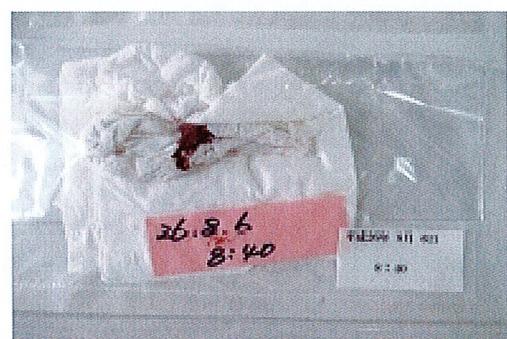
H26/7/31 7:06



H26/8/1 9:40



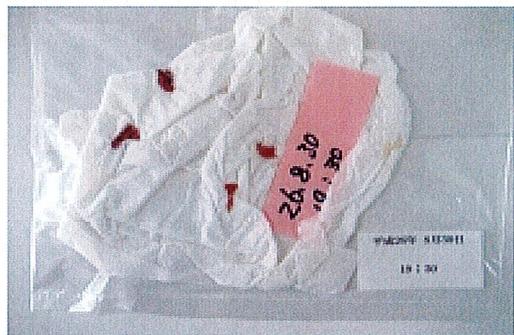
H26/8/1 11:30



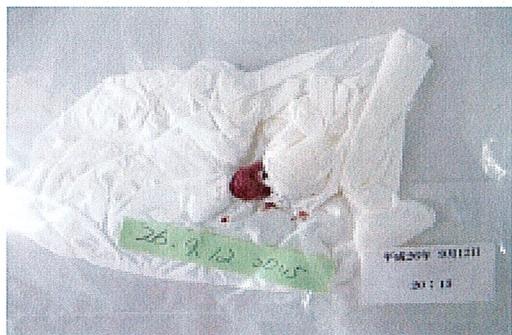
H26/8/6 8:40



H26/8/11 23:50



H26/8/30 19:30



H26/9/12 20:15



H26/9/13 20:50



H26/9/20 21:06



H26/9/20 21:23



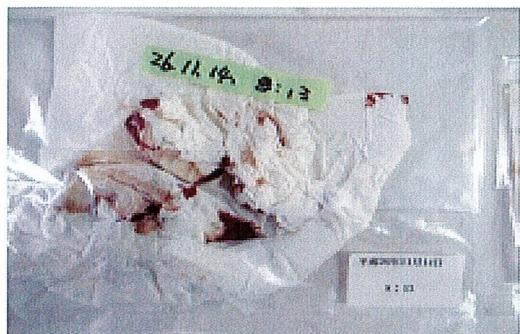
H26/10/30 7:30



H26/11/3 7:00



H26/11/14 8:08



H26/11/14 8:13



H26/11/14 1:25



H26/11/27 19:30



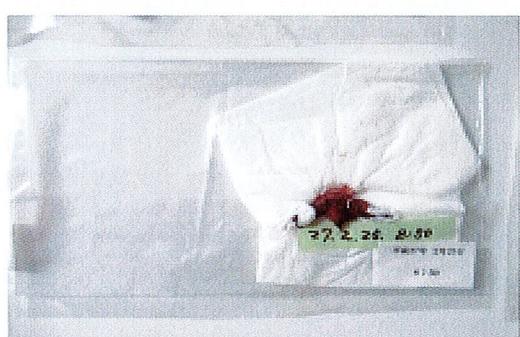
H27/ 1/30 7:50



H27/ 2 / 4 6:40



H27/ 2 / 23 21:55



H27/ 2 / 25 8:50



H27/ 2 / 26 9:47



H27/ 3 / 1 21:16



H27/ 3 / 3 8:05



H27/ 3 / 6 7:55



H27/ 3 / 11 7:05



H27/ 3 / 11 7:20



H27/ 3 / 11 23:26



H27/ 3 / 12 6:55



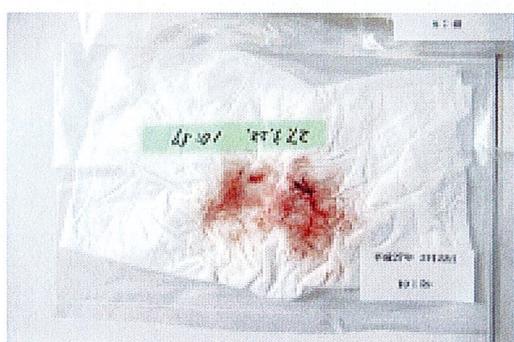
H27/ 3 / 14 8:55



H27/ 3 / 15 7:20



H27/ 3 / 18 8:41



H27/ 3 / 22 10:59



H27/ 3 / 29 9:30



H27/ 3 / 31 7:50



H27/ 4 / 2 6:30



H27/ 4 / 2 7:35

6



H27/ 4 / 4 8:40



H27/ 4 / 5 8:50



H27/ 4 / 10 7:35



H27/ 4 / 10 8:10



H27/ 4 / 18 7:50



H27/ 4 / 21 12:50

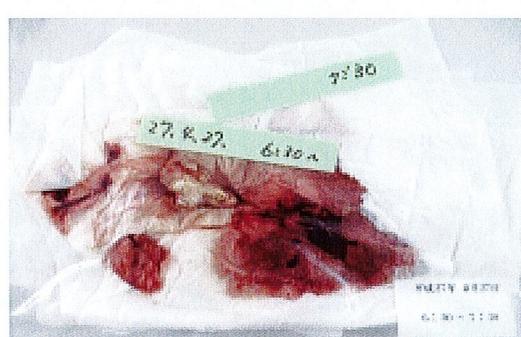


H27/ 4 / 24 7:50



H27/ 4 / 24 4:25--5:20

7



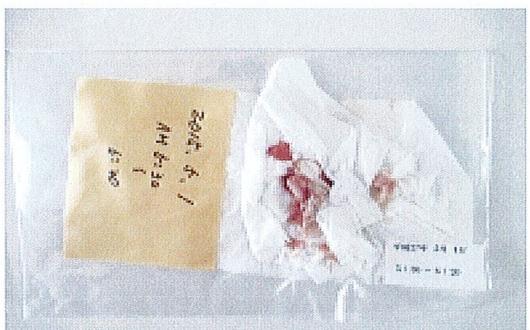
H27/ 4 / 27 6:30--7:30



H27/ 4 / 27 9:42



H27/ 4 / 29 23:20



H27/ 5 / 1 5:30--6:20



H27/ 5 / 1 5:30--6:20



H27/ 5 / 1 7:23



H27/ 5 / 1 7:23



H27/ 5 / 1 7:23

8



H27/ 5 / 4 21:10 (バス中)



H27/ 5 / 5 14:06



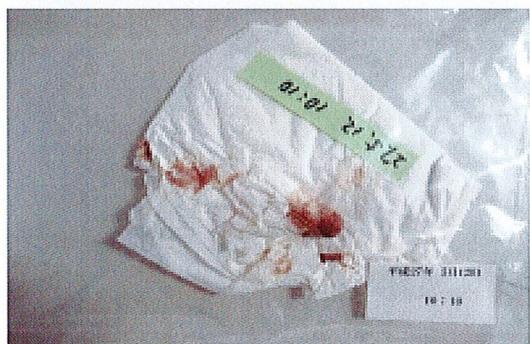
H27/ 5 / 6 8:43



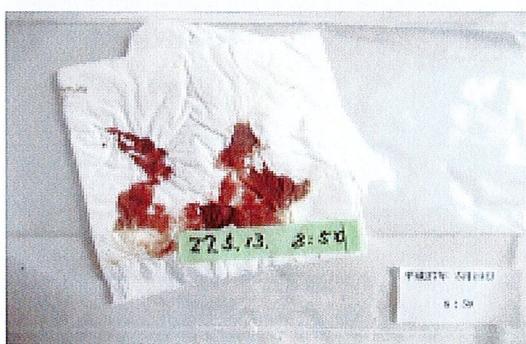
H27/ 5 / 7 5:50 堀島グリーンパレスホテル



H27/ 5 / 11 9:14



H27/ 5 / 12 10:10

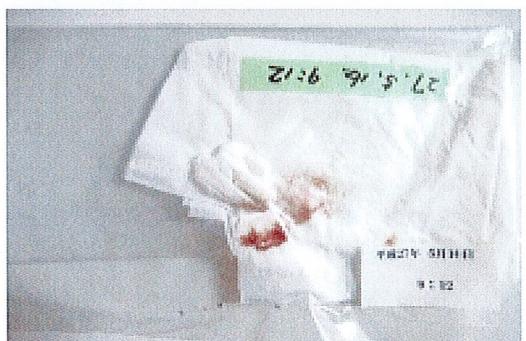


H27/ 5 / 13 8:50



H27/ 5 / 15 23:00

9



H27/ 5 / 16 9:12



H27/ 5 / 19 8:50



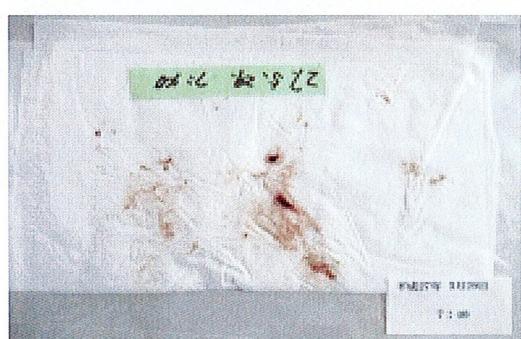
H27/ 5 / 21 7:30



H27/ 5 / 25 19:40



H27/ 5 / 27 8:03



H27/ 5 / 29 7:40



H27/ 5 / 29 23:50



H27/ 5 / 31 13:15



H27/ 6 / 2 5:50



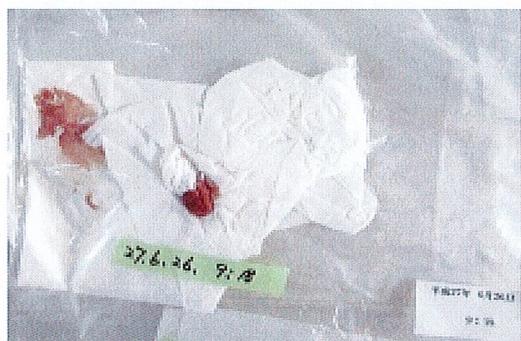
H27/ 6 / 6 6:48



H27/ 6 / 14 7:05



H27/ 6 / 23 6:50



H27/ 6 / 26 9:18



H27/ 6 / 30 19:34



H27/ 6 / 30 23:56



H27/ 7 / 2 7:06



H27/ 7 / 6 6:50



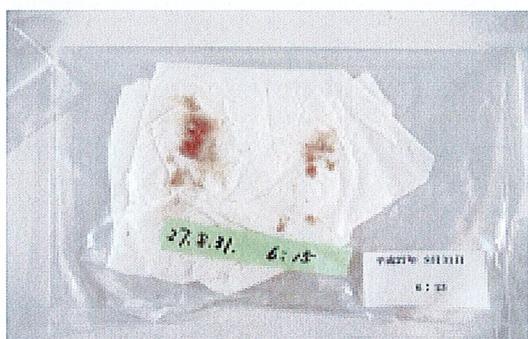
H27/7/7 14:15



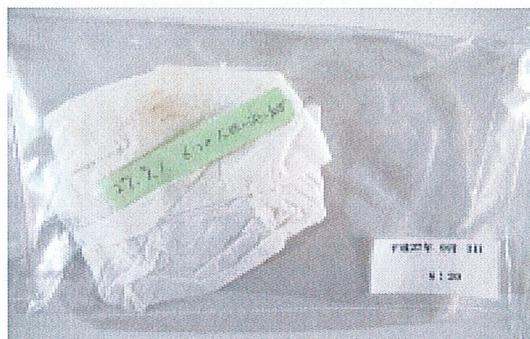
H27/7/20 21:00



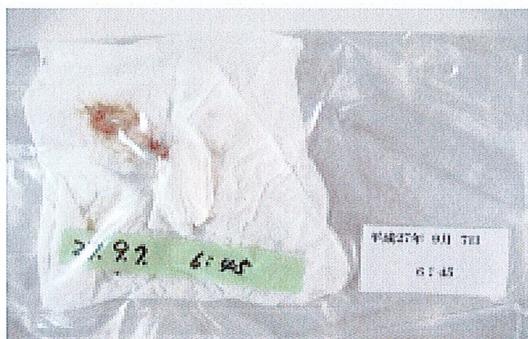
H27/7/26 7:30



H27/8/31 6:15



H27/9/1 6:20 (左腰の裏に血が)

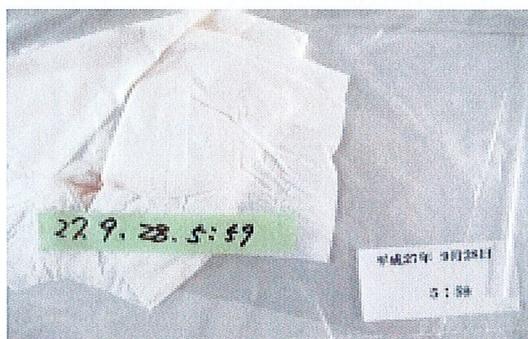


H27/9/7 6:45



H27/9/13 押上駅

12



H27/9/28 5:59



H27/10/4 19:40



H27/10/4 22:15



H27/10/7 19:04



H27/10/9 7:18



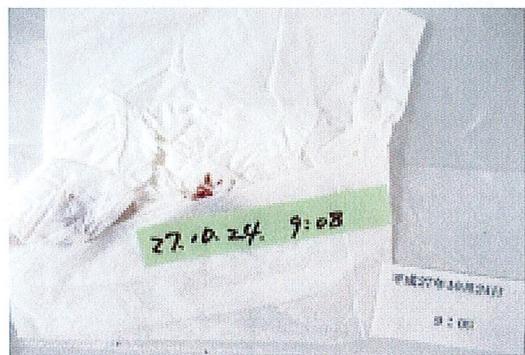
H27/10/22 8:25



H27/10/22 23:43



H27/10/24 3:45



H27/10/24 9:08





H27/11/14 7:15



H27/11/15 20:15



H27/11/16 6:45



H27/11/17 7:05



H27/11/29 8:33



H27/12/7 15:25



H27/12/19 22:00



H27/12/20 19:43



H27/12/24 19:43



H27/12/27 7:30



H27/12/28 7:20



H28/1/5 21:05



H28/1/5 23:00



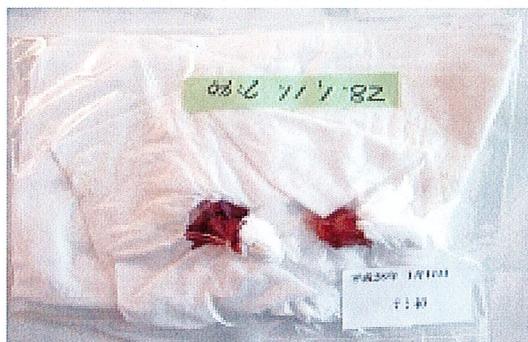
H28/1/6 20:45



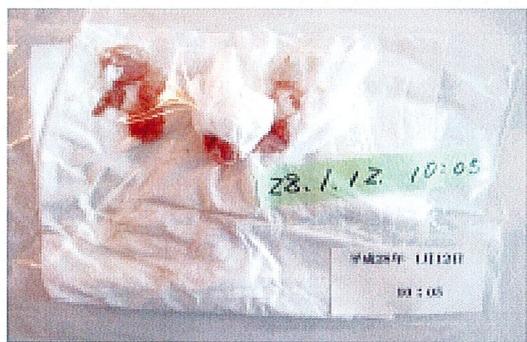
H28/1/9 21:20



H28/1/11 7:20



H28/ 1/ 11 7:40



H28/ 1/ 12 10:05



H28/ 1/ 12 11:00



H28/ 1/ 15 8:25



H28/ 1/ 17 21:35



H28/ 1/ 28 8:35



H28/ 1/ 30 7:37



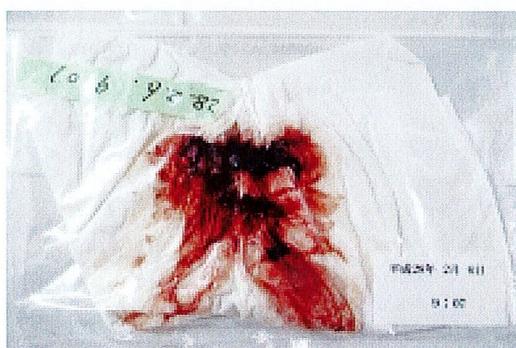
H28/ 2/ 3 21:20



H28/ 2/ 3 23:45



H28/ 2/ 6 8:00



H28/ 2/ 6 9:07



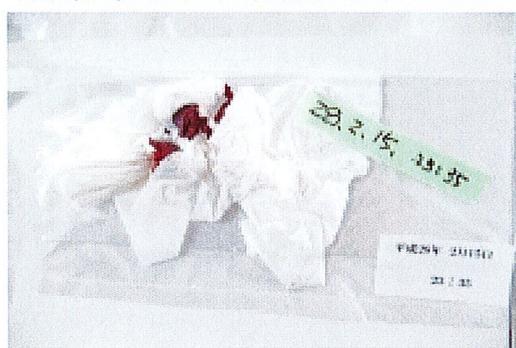
H28/ 2/ 8 22:15



H28/ 2/ 8 23:50



H28/ 2/ 9 23:33



H28/ 2/ 15 23:35



H28/ 2/ 24 8:45



H28/ 2/ 27 6:55



H28/ 3/ 5 22:50



H28/ 3/ 6 20:15



H28/ 3/ 7 7:15



H28/ 3/ 11 8:40



H28/ 3/ 11 15:51



H28/ 4/ 13 7:00



H28/ 3/ 15 6:35



H28/ 3/ 17 6:30



H28/ 3/ 17 15:23



H28/ 3/ 17 15:23(46.11)



H28/ 3/ 18 17:45



H28/ 3/ 20 20:00



H28/ 3/ 21 7:20



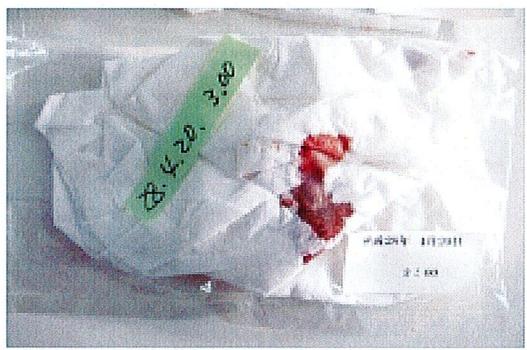
H28/ 3/ 21 7:20

20



H28/ 3/ 24 7:50





H28/ 4/ 20 3:00



H28/ 4/ 28 7:45



H28/ 5/ 1 21:05



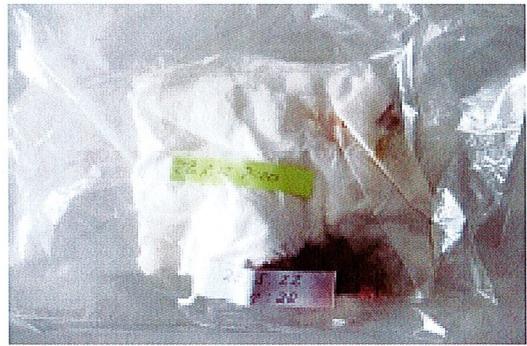
H28/ 5/ 13 8:30



H28/ 5/ 15 21:50



H28/ 5/ 18 5:45



H28/ 5/ 22 7:20

2



H28/ 6/ 7 6:25



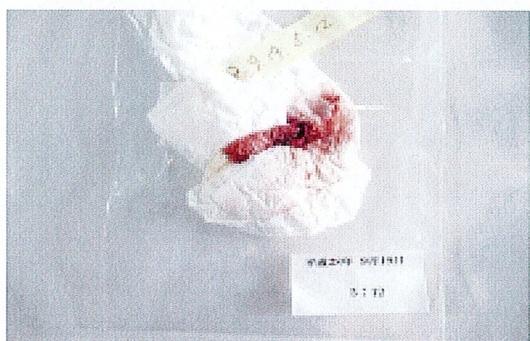
H28/ 5/ 11 7:40



H28/ 6/ 25 19:00



H28/ 9/ 1 18:05



H28/ 9/ 19 5:12



H28/ 10/ 9 7:00



H28/ 10/ 23 22:30



H28/ 10/ 31 21:10

3



H28/ 11/ 3 5:50



H28/ 11/ 5 6:55



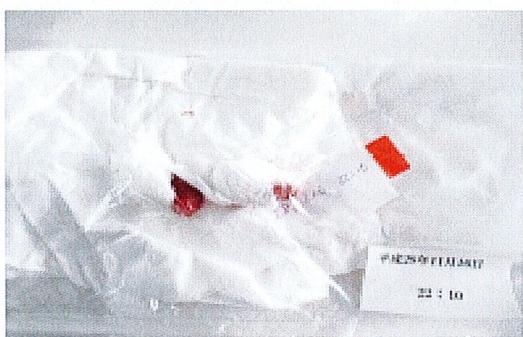
H28/ 11/ 9 3:00 6:50



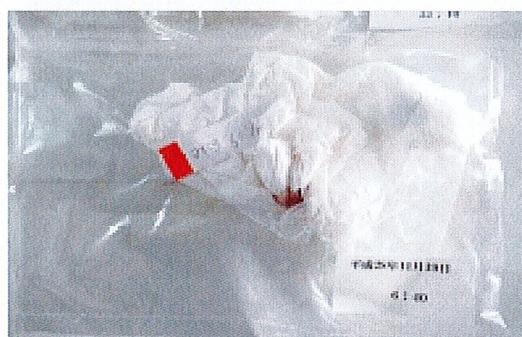
H28/ 11/ 12 6:05



H28/ 11/ 15 22:00



H28/ 11/ 16 22:10



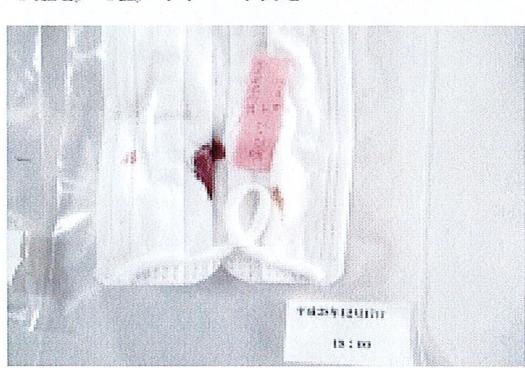
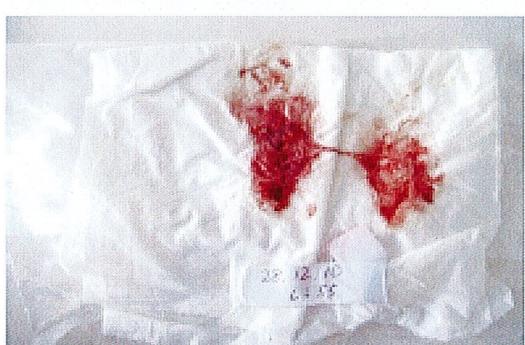
H28/ 11/ 19 6:40



H28/ 11/ 23 7:45



H28/ 11/ 26 20:50





H28/ 12/ 19 7:10



H28/ 12/ 23 23:15



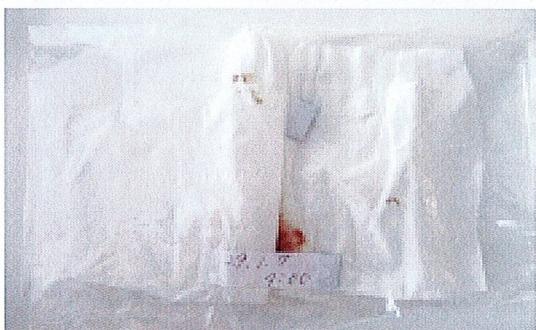
H28/ 12/ 24 23:10



H28/ 12/ 25 22:07



H28/ 12/ 31 8:30



H29/ 1/ 7 9:00



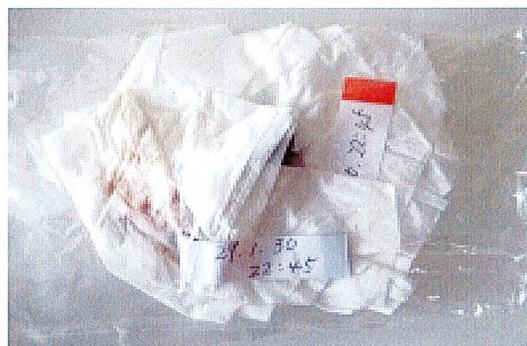
H29/ 1/ 10 23:10



H29/ 1/ 13 7:00



H29/ 1/ 20 23:50



H29/ 1/ 30 22:45



H29/ 1/ 31 21:50



H29/ 2/ 6 7:25



H29/ 2/ 6 10:00 事中で



H29/ 2/ 8 7:10



H29/ 2/ 10 6:25 左右から



H29/ 2/ 10 16:55 事務所で



H29/ 2/ 18 20:11



H29/ 2/ 20 7:15



H29/ 2/ 28 6:40



H29/ 3/ 3 21:12



H29/ 3/ 5 8:08



H29/ 3/ 5 19:40



H29/ 3/ 6 16:18 8



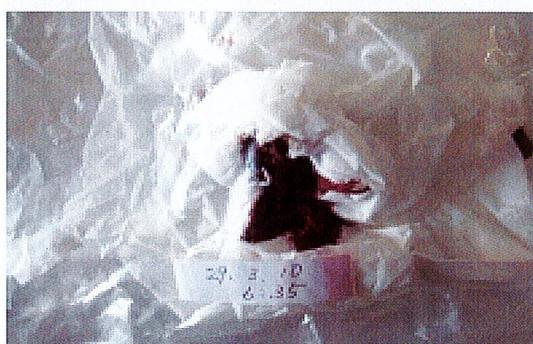
H29/ 3/ 6 21:50



H29/ 3/ 7 8:12



H29/ 3/ 8 7:05



H29/ 3/ 10 6:35



H29/ 4/ 3 22:40



H29/ 4/ 6 20:10



H29/ 4/ 9 0:00



H29/ 4/ 11 22:06



H29/ 4/ 11 22:06



H29/ 4/ 19 21:10 右



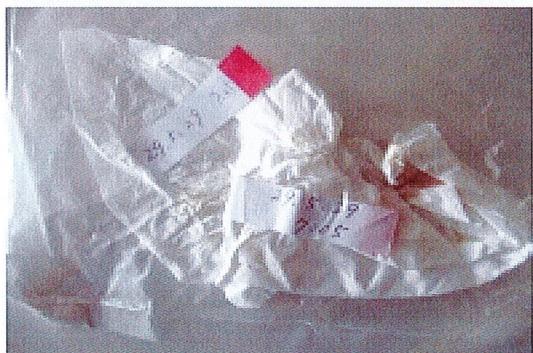
H29/ 4/ 20 6:50



H29/ 5/ 24 22:20



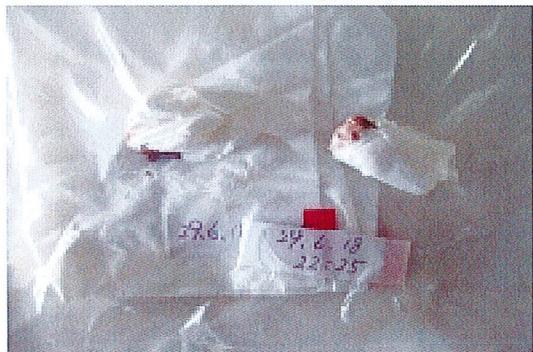
H29/ 5/ 28 6:50



H29/ 5/ 29 7:05



H29/ 5/ 30 7:55



H29/ 6/ 18 22:25



H29/ 6/ 22 18:40



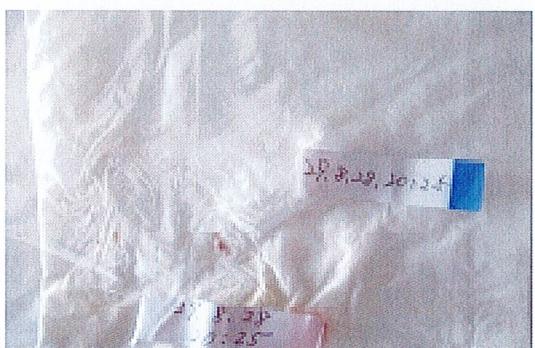
H29/ 6/ 28 血尿付



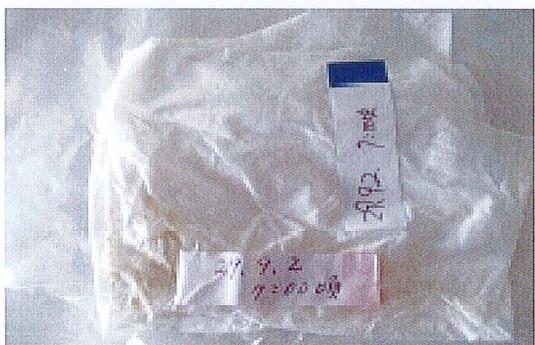
H29/ 6/ 28 血尿付



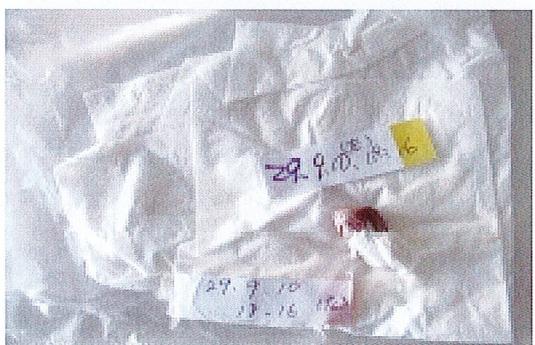
H29/ 7/ 9 20:40



H29/ 7/ 9 20:25



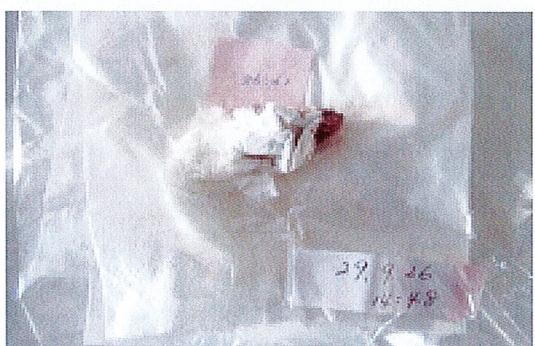
H29/ 9/ 2 7:00頃



H29/ 9/ 10 18:16 左



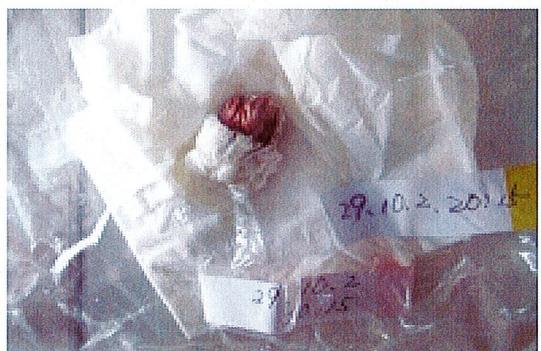
H29/ 9/ 23 19:10頃



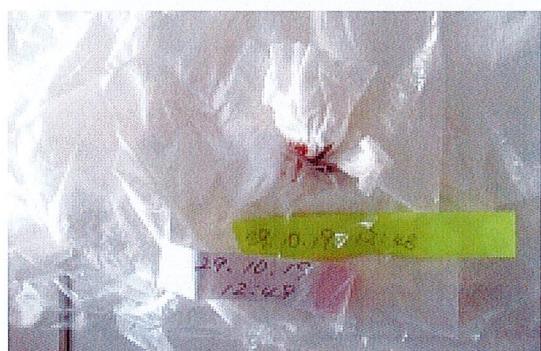
H29/ 9/ 26 14:48



H29/ 10/ 2 11:49



H29/ 10/ 2 20:15



H29/ 10/ 19 12:48



H29/ 10/ 28 19:30



H29/ 10/ 31 8:20



H29/ 11/ 1 22:58



H29/ 11/ 3 14:50



H29/ 11/ 3 19:30



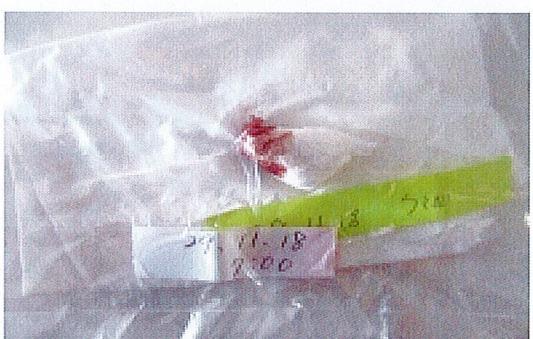
H29/ 11/ 4 5:30



H29/ 11/ 4 12:00



H29/ 11/ 4 17:50



H29/ 11/ 18 7:00



H29/ 11/ 10 22:00



H29/ 11/ 14 23:00



H29/ 11/ 22 21:00



H29/ 11/ 23 10:50



H29/ 12/ 12 6:48



H29/ 12/ 12 19:26



H29/ 12/ 27 8:35



H30/ 1/ 4 22:20



H30/ 1/ 25 13時過ぎ



H30/ 2/ 11 20:15



H30/ 2/ 19 16:55



H30/ 3/ 9 15:10



H30/ 3/ 12 17:20



H30/ 3/ 16 17:25



H30/ 3/ 19 21:35



H30/ 4/ 8 20:00



H30/ 4/ 10 5:50



H30/ 4/ 11 19:20



H30/ 5/ 2 17:05



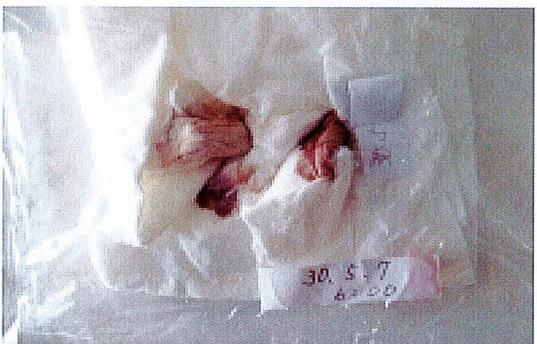
H30/ 5/ 2 18:18



H30/ 5/ 3 5:10



H30/ 5/ 3 19:35



H30/ 5/ 7 6:00



H30/ 6/ 9 18:25



H30/ 6/ 23 14:50



H30/ 6/ 24 20:50



H30/ 6/ 30 0:20



H30/ 9/ 2 17:35



H30/ 10/ 4 20:40



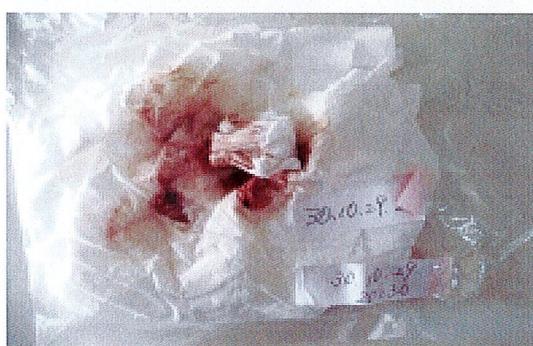
H30/ 10/ 24 15:15



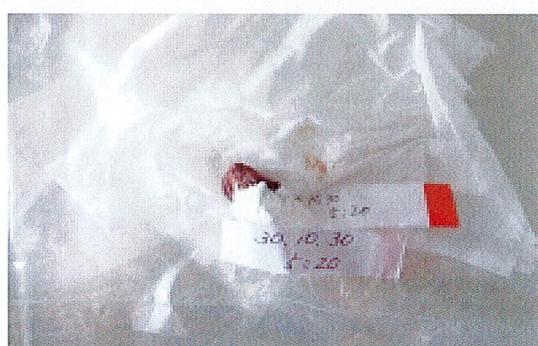
H30/ 10/ 28 19:00



H30/ 10/ 29 11:50



H30/ 10/ 29 20:30



H30/ 10/ 30 5:20



H30/ 11/ 4 19:30



H30/ 11/ 8 20:49



H30/ 11/ 17 19:00



H30/ 11/ 17 22:16



H30/ 11/ 20 19:30



H30/ 11/ 27 20:00



H30/ 12/ 11 13:02



H30/ 12/ 15



H31/ 1/ 15 23:00



H31/ 1/ 18 20:00



H31/ 1/ 20 20:25



H31/ 1/ 23 20:10



H31/ 1/ 27 21:35



H31/ 2/ 3 20:30



H31/ 2/ 4 20:12



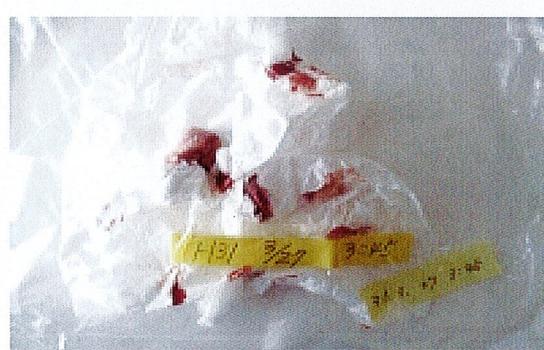
H31/ 2/ 4 21:40



H31/ 2/ 6 22:35



H31/ 2/ 12 20:15





H31/ 4/ 2 7:00



H31/ 4/ 3 5:10



H31/ 4/ 4 6:35



H31/ 4/ 4 23:00



H31/ 4/ 7 20:50



H31/ 4/ 11 7:05

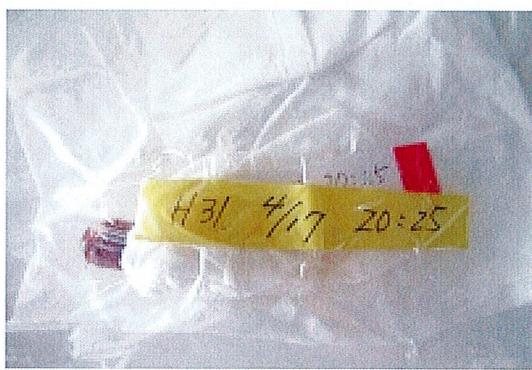


H31/ 4/ 14 20:15



H31/ 4/ 15 21:46

1



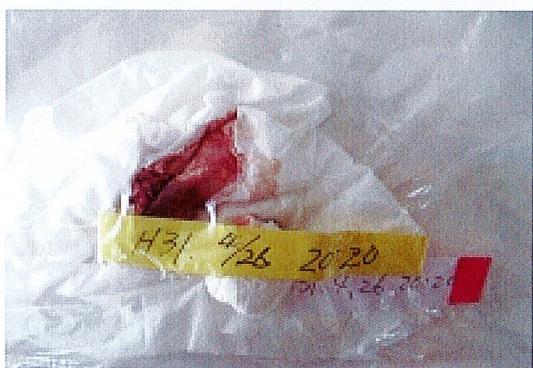
H31/ 4/ 17 20:25



H31/ 4/ 23 20:30



H31/ 4/ 24 20:21



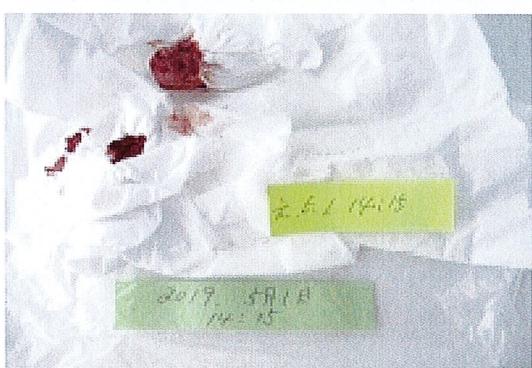
H31/ 4/ 26 20:20



H31/ 4/ 29 22:00



H31/ 4/ 30 19:20



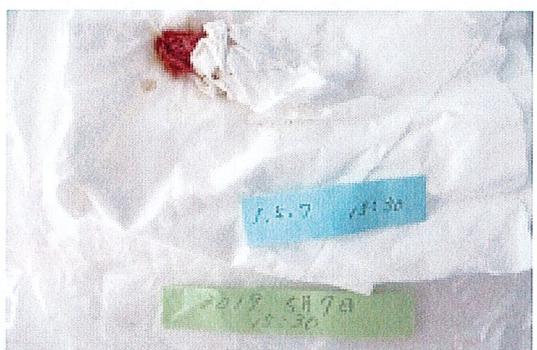
R1 / 5/ 1 14:15



R1 / 5/ 6 14:20



R1 / 5/ 6 4:05



R1 / 5/ 7 15:30



R1 / 5/ 8 20:11



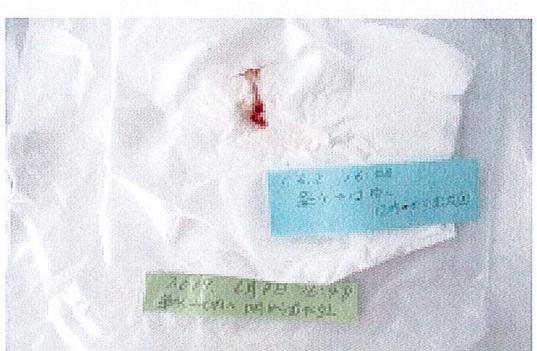
R1 / 5/ 13 21:55



R1 / 5/ 17 20:45



R1 / 5/ 20 6:00



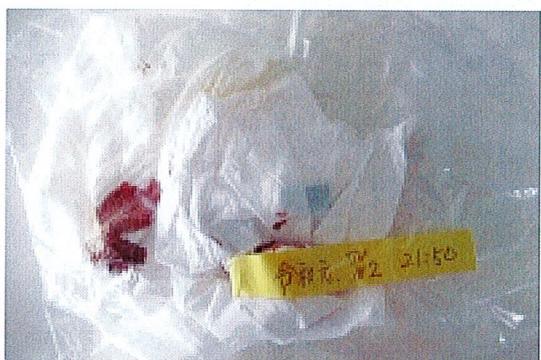
R1 / 6/ 2 16:48



R1 / 6/ 3 6:02



R1 / 7/ 12 19:08



R1 / 7/ 12 21:50



R1 / 7/ 26 22:50



R1 / 8/ 4 19:30



R1 / 8/ 30 19:15



R1 / 10/ 5 20:30



R1 / 12/ 3 6:50 車中で撮た



R1 / 12/ 6 18:58



R2 / 1/ 8 6:30



R2 / 2/ 3 7:10



R2 / 2/ 16 10:10



R2 / 2/ 18 18:00



R2 / 2/ 23 21:07



R2 / 2/ 29 7:10



R2 / 2/ 29 22:00



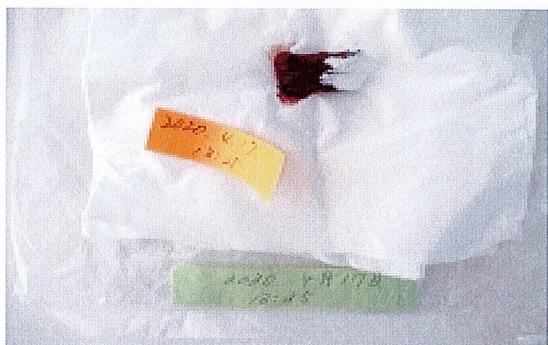
R2 / 3/ 14 7:43



R2 / 3/ 19 21:15



R2 / 4/ 5 8:20



R2 / 4/ 17 13:35



R2 / 4/ 18 5:55



R2 / 4/ 18 21:30



R2 / 4/ 19 22:35



R2 / 4/ 27 7:40

6



R2 / 4/ 30 6:00--7:00



R2 / 4/ 30 6:05~7:00



R2 / 5/ 22 6:20



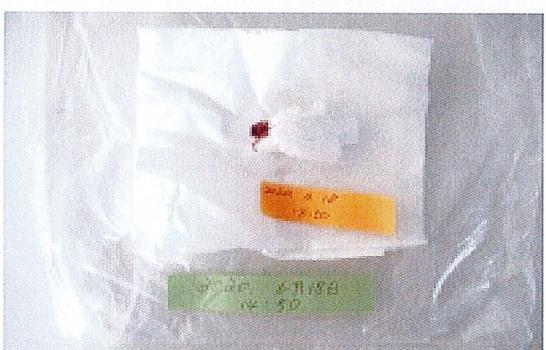
R2 / 5/ 24 20:40



R2 / 5/ 28 15:50 家の外で



R2 / 6/ 9 16:55



R2 / 6/ 18 14:50

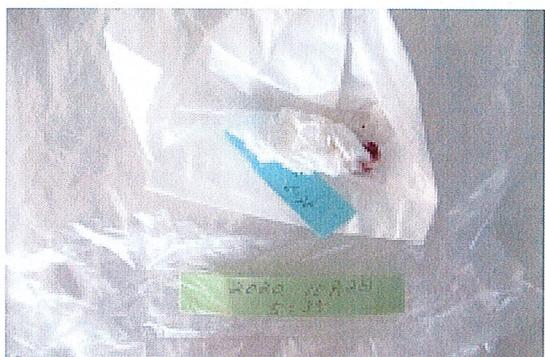


R2 / 6/ 30 11:15

7



R2 / 7/ 4 21:50



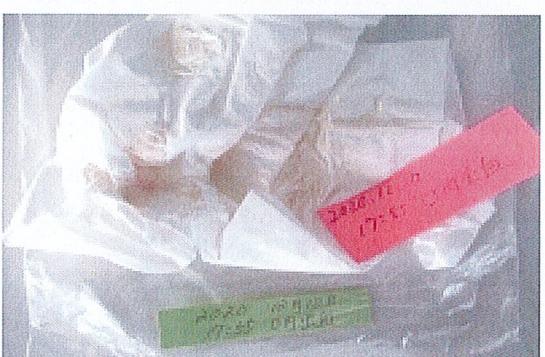
R2 / 10/ 2 5:35



R2 / 10/ 6 6:13



R2 / 10/ 7 5:53



R2 / 12/ 10 17:55 口内出血



R2 / 12/ 19 14:20



R2 / 12/ 21 22:15



R3 / 1/ 5 9:45



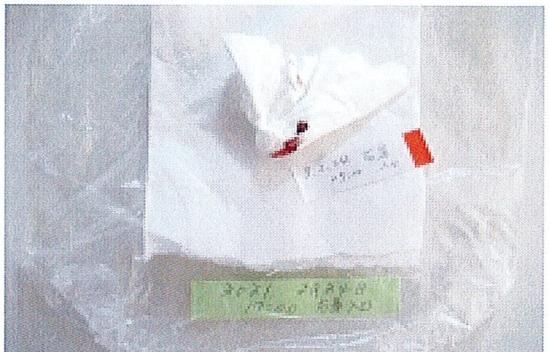
R3 / 1/ 18 22:35



R3 / 2/ 13 15:55



R3 / 2/ 14 15:55



R3 / 2/ 24 17:00 右鼻入り口



R3 / 2/ 26 15:30



R3 / 3/ 8 19:57



R3 / 3/ 11 7:05

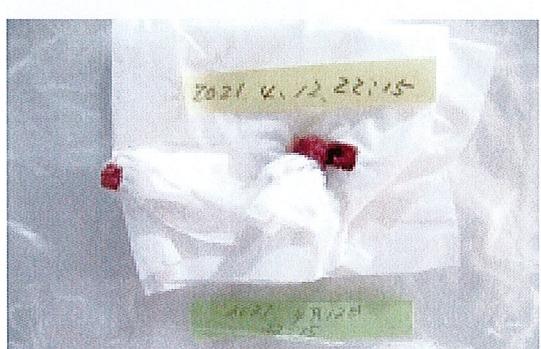


R3 / 3/ 13 22:36

9

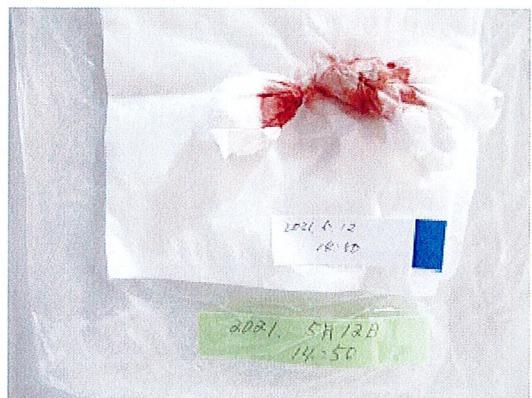


R3 / 3/ 17 17:20





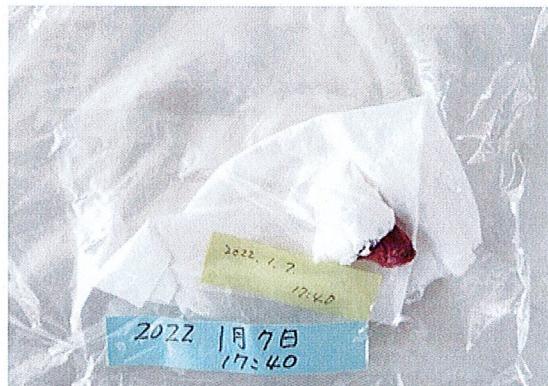
R3 / 4/ 25 13:20



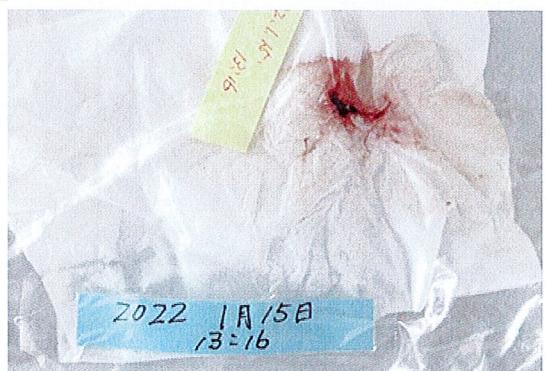
R3 / 5/ 12 14:50



R4 / 1 / 2 18 : 20



R4/ 1 / 7 17 : 40



R4/ 1 / 15 13 : 16



R4/ 1 / 18 11 : 53



R4/ 1/22 3 : 15



R4/ 1/22 4 : 05

以上、現在進行中であるが、鼻血の出具合は少なくなってきたている。

この鼻血を議論するのには、榎原崇仁氏著書の「福島が沈黙した日」の中に記載されている「双葉地区の住民はハイリスク群」という言葉を忘れてはいけない。

原告の鼻血は、出そうと思って出たものではない。主に左の鼻から出ることが多く、鼻水と血液の粘度が違うのと匂いがあるので、鼻血が出るとき直ぐにチリ紙で覆い、出血を止めるために鼻の穴にチリ紙を詰めている。

世間で言われているような方法では、鼻血を止めることは出来ない。これは経験則なので、参考にされたい。

総理大臣官邸原子力災害専門家グループら政府御用達の専門家という方は誰一人、私を診た者は居ない。又、法外な内閣府原子力被災者生活支援チームという組織にいる者も、私を診ていない。放医研、JAEA 並びにUNSCEAR等も同じなので、信ぴょう性はない。

漫画美味しんぼで、石原伸晃環境大臣と佐藤雄平福島県知事らが、原告の実態を否定したが、事実の確認を怠り、事実と違うことを言い、彼らは私の名誉を著しく毀損した。法的な手段も考慮に入れなければならない。

因みに、津田敏秀教授らが行った「平成25年9月6日付け、低レベル放射線暴露と自覚症状・疾病罹患の関連に関する疫学調査プロジェクト班報告書『低レベル放射線暴露と自覚症状・疾病罹患の関連に関する疫学調査』—調査対象地域3町での比較と双葉町住民内での比較—」の疫学調査は、双葉町が依頼し、実施されたものである。この疫学調査では、私のことは調査対象に入っていないことも明言しておく。

これによると、3頁 1. 要約の③結果には、～体がだるい、頭痛、めまい、目のかすみ、鼻血、吐き気、疲れやすいなどの症状であり、鼻血に関して両地区（双葉町、丸森町）とも高いオッズ比を示した（略）。双葉町でオッズ比3.8（95%信頼区間：1.8, 8.1）。～略

④結論 平成24年11月時点でも様々な症状が双葉町住民では多く、双葉町・丸森町ともに特に多かったのは「鼻血」であった。特に双葉町では様々な疾患の多発が認められ、治療中の疾患も多く医療的サポートが必要であると思われた。主観的健康観は双葉町で悪く、精神神経学的症状も双葉町・丸森町で悪くなっている、精神的なサポートも必要であると思われた。今後、より詳細な被ばく量の推定や、住民の健康状況の追跡が必要になると思われる。

一以降省略一 本文は証拠提出する。

原告はこれまで、被告らの「推定という過誤に繋がる論拠」で鼻血を否定されてきたが、この疫学調査は現場の実態を示しているので、何人も否定できないことを申し添える。

結語

地方分権と言われて久しいが、原子力被害を甘受するための分権ではない。

災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法などには、地方公共団体の災害対策本部長に住民の生命、身体及び財産を災害から保護しなさいと定められている。この本部長自身が全身に核分裂生成物を被っていたのであれば、この汚染物質から住民を守らなかったことになる。守るべき定めの違反で、背任という罪名がつく。問題は、背任の罪状である、何ゆえに背任にいあつ

てしまったのかを問わなければならない。理由はいたって簡単で、原災法第23条に反し、国と県と町の事故の適時・適切な現場の情報共有がなかったために、避難が遅れてしまい、このような結果を招いたのである。これで、原告を背任として訴追されるのであれば、潔く裁きを受ける気持ちは、このときからできている。

騙すことは犯罪である。その損害賠償の責任の一切は騙した方にある。

では、原発事故も地元自治体と住民を騙した結果である。

ウソの申告とは、原子力発電所は何があっても「止める」「冷やす」「閉じ込める」と発電所周辺自治体並びに、住民に語り、強く信じさせてきたこと。

被告国も、規制義務の放棄と言える「SBO 対策はしなくてもよい」という設計審査指針。「B5b 対策」を規制義務省庁が求めなかつたことで、津波で壊れた。このため、被告国、被告東電らが起因した、原発事故に伴う一切の損害を満額支払わなければならぬ。

被ばく被害について語れば、特に被告国の「低線量被ばくのリスクに関するワーキンググループ」の議論を見ていると、3月12日のベント並びに1号機の爆発の計測実数についての言及がなく、正論を言うための精度管理とか許容範囲が語れていない。

このようななずさんで、乱暴な議論をもって被ばく被害を無いものにする行為は、被告国の優越的地位を悪用し、国民の尊厳と良心を破壊していると考えられる。又、丁寧な議論をするとしたら、委員の一人の丹羽太貴が会場で、傍聴者に対し放った言葉は、立場を超えた乱暴な挑戦であり蔑視した行為だった。格闘技に例えれば、場外の観客に格闘者が暴力をふるう反則である。

良識を持たない会議であれば、あのような者が委員である会議そのものが、事実に基づかない推論を重ねて、虚偽にまみれていると推察することができる。

3月12日15時40分のヘルスケアふたば周辺の数値そのものを、被告ら

は語ることはできない。その理由は、現場で実測した被告国の人々がいないから示すことができない。被告国が當時を語ったとすれば、干渉チェック並びに実測の追試と原告らの検証が必要である。

2011年3月12日15時40分ころ、原告は、町のシンチュレーション・サーベイメーターを所持していた。1号機の爆発物降下物を被った直後、ヘルスケアふたばの屋内に退避して、屋内の環境放射線量を計測しようしたら、針が降り切れてしまい計測不能となっていた。この計測器の計測限界値の上限は $30 \mu\text{Sv}/\text{h}$ だったので、限界を超えていたことだけは原告が証明できる。

このような、阿鼻叫喚状態に、被告国の人々たちは誰もいなかったので、臨床的被ばく状態を語れない。従って、2013年UNSCEAR報告は虚偽であることは間違いない。しかも、双葉町災害対策本部として、UNSCEAR国内委員の誰からも事情聴取はされていないし、報告も求められていないので、公式に双葉町民に関し、被ばくの影響に関する評価はできないことを証言しておく。

原告の鼻血について、環境大臣や福島県知事から批判的な論評があったが、原告の尊厳に関わる重大な信用棄損をもたらしたことは、正確な事実に基づかない風評であり、原告の信用という尊い財産を不当に逸失させた事件もある。

何ゆえに国や県が原告に対し批判的なのかを、逆算すれば自分たちの責任回避を目論むためである。責任回避の本意は、公論を避け、事実の公開を故意的に偽装して国民を騙してきた原子力行政の過誤・欠落を、表に出されることを拒んでいるためである。

このように、事後のあらゆる調査について、被告らの偽装・誤導を避け、公平・公正な第三者機関を設けて、厳正な事故後の評価を行わなければならない。

当陳述書はそのための証拠となることを望んでいる。

終わり